

会 議 記 録

会議名称	第60回杉並区環境清掃審議会	
日時	平成27年1月19日(月)午後3時00分～午後5時38分	
場所	区役所第4委員会室(中棟6階)	
出席者	委員名	柳下会長、松下委員、浅井委員、原田委員、山崎委員、六車委員、松木委員、寺田委員、鹿野委員、木下委員、上原委員、植田委員、岩淵委員、井出委員、石川委員、東委員、秋田委員、竹内委員、奥委員 (19名)
	区側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長、みどり公園課長、都市計画課長、方南支所担当課長
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・1件) 杉並区緑地保全方針の策定について 杉並区緑地保全方針概要版 緑地保全方針の冊子本体 すぎなみ環境情報館の移転について 平成26年度杉並区環境白書の発行について
	当日	席次表 次第 委員名簿 環境活動推進センターのパンフレットと平面図
会議次第	第60回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ委員紹介 2 議事内容 報告事項 (1) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・1件) (2) 杉並区緑地保全方針の策定について (3) すぎなみ環境情報館の移転について (4) 平成26年度杉並区環境白書の発行について 3 その他	

<p>発言者</p>	<p>第60回環境清掃審議会発言要旨 平成27年1月19日(月)</p> <p>発言要旨</p>
<p>環境課長</p>	<p>皆様、こんにちは。環境課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。定刻となりましたので、これから第60回環境清掃審議会を開会させていただきます。</p>
<p>環境部長</p>	<p>本日はお寒い中、お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。</p> <p>まず最初に、昨年、平成26年10月の人事異動によりまして、区の説明委員でございます環境部長がかわりましたので、初めに紹介させていただきます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>環境部長の森でございます。昨年10月に前任から交代で環境部長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の委員の出欠状況でございますが、本審議会、22名の委員に対しまして、ただいま18名の方のご出席をいただいています。過半数の定足数に達してございますので、この第60回杉並区環境清掃審議会は有効に成立しております。</p> <p>なお、本日の傍聴者は1名です。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>まず、事前に私どもからお送りさせていただきました配付資料でございますが、「一定規模以上の開発に係る報告」緑化・1件でございます。</p> <p>そして、「杉並区緑地保全方針の策定について」、「杉並区緑地保全方針の概要版」、「緑地保全方針の冊子」本体でございます。</p> <p>また「すぎなみ環境情報館の移転について」、「平成26年度杉並区環境白書の発行について」をお送りさせていただいています。</p> <p>本日席上に次第と席次、環境活動推進センターのパンフレットと配置図を置かせていただいております。何か過不足はございませんでしょうか。</p> <p>それから本日、席上にブルーのファイルを置かせていただきました。これは基礎的な資料をファイリングしてあるものでございますが、次回以降も使わせていただきますので、審議会が終わりましたら席上に置いたままでお帰りください。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の報告事項は4件ございますが、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。では会長、よろしくお願ひいたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>皆さん、新年明けましておめでとうございます。</p> <p>前回、メンバーの入れかわりがありまして、新規委員には、若干の自己紹介をしていただきました。今回初めてお越しになっている委員はいらっしゃいますか。前回欠席で今回出席の委員はいらっしゃらないですか。副会長は前期から委員ですが、副会長になったということ自体は前回決まりました。何か一言お願いします。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>この審議会の副会長を務めさせていただくことになりました。私は後楽園にある中央大学のキャンパスの研究開発校というところで、今外部から委託研究で資源循環ビジネスの研究をしております。この杉並区の話題にぴったりかなと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>この審議会では委員を継続して務めてまいりました。顔見知りの方も中にはいらっしゃいますが、引き続きよろしく申し上げます。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>ほかにいらっしゃいませんか。よろしいですか。</p> <p>では、今日の議事日程に沿いまして、4件の報告がございますので、まず1と2を報告を受けまして質疑を行う。次に3と4の報告をいただいて質疑を行う段取りで進めさせていただきます。</p> <p>それでは、最初の2件お願いいたします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>私からは、一定規模以上の開発事業等の報告を最初にさせていただきます。今回は公共の計画1件の報告でございます。</p> <p>それでは、杉並区妙正寺体育館改築工事の資料をご覧ください。</p> <p>本件は体育館の建てかえ工事に伴う緑化計画でございます。</p> <p>所在地は清水3丁目20番12号です。敷地面積は3,668.20㎡です。</p> <p>建築物の概要、用途地域等は記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、杉並区環境基本計画に係る施策区分と取り組み概要でございますが、施策区分は3点ございます。環境基本計画の目標に連動するような形と、施策に連動するようになっています。ナンバーが3-4、緑化指導の充実、3-7、区立施設の緑化推進、1-9、ヒートアイランド対策の推進に係るものです。取り組み概要は、緑化基準を満たす計画を指導しており、既存樹木がカイズカイブキ、ヒバなどの常緑針葉樹が多かったため、花木等の活用により彩りを加える指導をしております。</p> <p>次に保存される樹木、緑地面積でございますが、保存される樹木本数は高木115本のうち36本、中木2本のうち2本を残す計画となっております。</p>

保存緑地面積としては548.72㎡でございます。

また、緑化基準でございますが、接道部緑化延長は基準の118.8mに対して124.37mで、基準を満たす計画となっております。緑地面積は基準の733.64㎡に対して、計画は768.17㎡で、こちらも基準を満たす計画となっております。

新規樹木の本数については、既存樹木を残した場合には基準緑地面積から保存緑地面積を差し引いて、不足する緑地面積に対して新植樹木の本数を確保することになります。本計画では高木の基準9本に対して22本の新植を含めて高木58本の植栽、中木の基準62本に対して新植166本を含め、合計168本の植栽となっております。また、低木の基準185本に対しては新植810本を植えることとなり、いずれも基準を満たす計画となっております。

資料の裏面、2ページ目に案内図と緑化コンセプトをつけてございます。場所は環八通りと早稲田通りの交差する場所から東南東約300mのところに位置してございます。南側には妙正寺公園がございませう。コンセプトは、西側の天祖神社や周辺住宅と連続した緑を形成するため、接道面の緑化に重点を置いてございませう。樹種については、ヒバ、カイヅカイブキの列植が多くを占める既存樹木を間引きしながら保全し、要所には花木を新植してございませう。維持管理も考慮し、周辺環境に適した計画となっております。

3ページ目に現況図、既存樹木の一覧、4ページ目に緑化計画図、新規植栽一覧をつけてございませう。

以上が一定規模以上の開発に係る報告でございます。

続きまして、杉並区緑地保全方針の策定について報告させていただきます。

杉並区の緑は民有の緑が約7割を占めてございませう。近年この民有の緑でも屋敷林・農地といったまとまりのある緑が約30年もの間に半減してございませう。区では杉並の原風景とも言えるこの屋敷林・農地を重点的に保全に取り組むため、今回、杉並区緑地保全方針を策定いたしました。

まず、この方針の概要ですが、添付しております概要版をご覧ください。先ほど申し上げました屋敷林・農地の減少の現状とあわせて、課題、解決すべき今後の方向性を打ち出してございませう。課題としては現在ある保全制度、例えば区の条例による保護指定制度や都市緑地法による市民緑地制度などの保全制度が十分に所有者に理解・活用されていない、地域の中で屋敷林・農地を残す仕組みができていない、高齢化や後継者不足で維持管理ができていない、屋敷林農地の機能・効用についての理解不足が挙げられます。今後の方向性として所有者に保全

制度を十分活用していただけるよう、制度説明を含めた保全制度の活用・拡充、地域で屋敷林・農地が保全できるよう地区計画制度などを視野に入れた保全のためのまちづくり、ボランティアによる支援体制の構築を進めながら、地域で保全体制ができるようにするマンパワーの活用、屋敷林・農地の機能や効用を体感し、その重要性を理解してもらえるようにする保全のためのPR・企画の4つの大きな方向性を掲げ、屋敷林・農地の保全強化に取り組んでまいります。

概要版の中面、左側をご覧ください。この保全の取り組みに当たり、区の中央部に位置し、比較的一団の屋敷林・農地が残っております荻窪1丁目、成田西3丁目地区をモデル地区とし、先ほど述べました4つの大きな方向性で保全施策を展開してまいります。

青枠の保全制度の活用・拡充をご覧ください。核となっている屋敷林では、保護樹木、貴重木と既になっているものにさらに追加指定等を行い、樹木医が派遣できるようにするなど、維持管理の支援を行ってまいります。また屋敷林の付加価値づくりとして、循環型社会における緑のリサイクルがございます。落ち葉を活用した腐葉土づくりを行い、地域での活用が図れるよう、コンポスト等の資材提供を行っていくことを考えてございます。

その隣の黄色の枠、保全のためのまちづくりでは、農の風景育成地区の制度の導入やこれから開設する農業公園、既存の区民農園等を活用しながら、農に親しむ環境づくりを進めていくことを考えてございます。

その下のピンクの枠、マンパワーの活用では、既に活動されているみどりのボランティアや援農ボランティアの方々を含めた、(仮称)みどりの支援隊を募集し、屋敷林・農地の保全支援体制の構築を進めてまいります。また、他の保全団体との情報交換が図られ、活動が長く続けられるようボランティアの支援体制も考えてまいります。

その左の紫の枠をご覧ください。保全のためのPR・企画ですが、屋敷林・農地の効用についてのPRを広報等で機会を捉えて行うほか、屋敷林・農地の所有者とタイアップした講座やイベントを企画し、自然観察などを行いながら夏場の涼しさを体感するなど、屋敷林・農地の持つ機能・役割を理解してもらいながら保全に努めてまいります。

次に、下の杉並らしいみどりの保全地区の選定のところをご覧ください。先ほどのモデル地区も含め、区としてどのような場所を残していくのか、それを定めたのが杉並らしいみどりの保全地区でございます。この杉並らしいみどりの保全

地区は、平成24年に実施したみどりの顕彰「後世に残したい杉並の屋敷林」がもとになっており、区民が残していきたいと思う屋敷林の中で、表彰対象になった屋敷林を中心に選定してございます。選定基準は、杉並の原風景の保全から屋敷林と農地の一体となったところ、鉄道駅近くで貴重な屋敷林が残っているところの2視点から、10カ所の杉並らしいみどりの保全地区を選定しております。

概要版の裏面をご覧ください。選定した10カ所の位置をお示ししてございます。中面にお戻りいただいて、右の面をご覧ください。この保全地区では、先ほどのモデル地区での取り組みと同様に、保全制度の活用・拡充を初めとする4つの柱で保全に取り組んでまいります。

青枠、保全制度の活用・拡充では、制度の十分な説明・PRを行い、所有者意向を把握しながら、必要に応じ特別緑地保全地区、生産緑地地区の指定など、都市計画制度の活用を図ってまいります。

その下、黄色い枠のところをご覧ください。保全のためのまちづくりでは、農の風景育成地区だけではなく、保全を目的とした地区計画や地区施設として環境緑地帯を設ける環境形成型の地区計画制度の導入も検討してまいります。

その下、マンパワーの活用は省略しますが、その隣、保全のためのPR・企画では、中ほど記載にあるアグリフェスタ、農業祭を通じた地場農業のPR、企画では所有者とタイアップした講座・イベントのほか、地産地消流通システムの構築などを行いながら、保全に向けた取り組みを進めてまいります。

本紙面の一番下、税制改正の要請につきましては、これまで国・都への税制度改正、例えば相続税の納税猶予制度の改正等を要請してまいりました。屋敷林・農地の保全に当たっては、生産緑地の指定要件の面積緩和等、引き続き要請してまいります。この保全地区での取り組みに当たっては、モデル地区での検証結果を踏まえ、保全地区での展開を図ってまいります。

概要版裏面、最終ページの今後のスケジュールのところをご覧ください。保全は待ったなしの状況というところは十分認識してございます。しかし、保全できる地域体制、環境づくりも重要と認識してございます。そのため、平成27年度はモデル地区での取り組み準備を行い、平成28年度、29年度でモデル地区での保全取り組みを実施し、検証してまいります。その後、30年度からは保全地区での取り組みの展開を行う予定です。この緑地保全方針では、農地として持ち続けること、営農できることが農地保全にもつながることから、営農支援策が含まれてございます。

	<p>また、特別緑地保全地区、地区計画制度など、都市計画手法も活用し、屋敷林・農地がそのまち、地域において景観形成、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難場所等、多面的な機能・役割を担っていることを地域で確認する契機としていきたいと考えてございます。これら保全に向けた取り組みを行うことで、杉並の原風景と言える屋敷林・農地を区民共有の財産との認識のもと、これを地域で守り、支え、後世に引き継いでいけるよう努めてまいります。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。今の1と2というのは、関連しますが一体の話ではないですね。別の話として理解してよろしいですね。</p> <p>では、1からいきたいと思います。最初の開発に係る報告案件について。いかがですか、何かご質問なりご意見なり。はい、お願いします。</p>
D 委 員	<p>緑化基準というのがありますけれども、この基準というのはどういうような算式があるのか。</p>
会 長	<p>どちらの記述でしょうか。</p>
D 委 員	<p>第1の、一定規模以上の開発等に係る報告の中で、緑化基準というのがございますね、下のほうに。その基準の接道部緑化延長が118.8mというような形、あるいは緑化面積が733.64㎡という数字が出ているわけですが、この数字を出す算式の何かがあるのでしょうか。今さらおかしいと思いますけれども、ここにあって。</p>
会 長	<p>基準の根拠というのを、確認します。基準の説明をお願いします。</p>
みどり公園課長	<p>接道部の緑化延長の基準ですが、こちらについてはその敷地の接道の長さに対して、敷地の大きさや、あるいは用途によって率が定めてございます。今回はこの計画の敷地の接道部の延長が169.71mございました。これに対して、公共施設ということと敷地の大きさから率が0.7を掛けてございます。その数値が118.8mとなっております。</p>
D 委 員	<p>これ全てが0.7というわけではないですね。</p>
みどり公園課長	<p>そのとおりでございます。</p>
D 委 員	<p>というのは今まで見ていましたけれども、ここの緑化基準というのがその都度違っているんですね。だから今言った何か数式があってそういうものが出るのかなということでも聞かせてもらったのですが、ということはその基準をつくることに対してはこうだというような決定的な算式はないのですか。</p>
みどり公園課長	<p>基準接道部緑化延長については、接道部の延長掛ける接道部緑化率表に掲げる</p>

	<p>数値ということで、私どもでこれまでの実績等で、これぐらいはとれるだろうという率を定めてございます。その率を当て込んでいただくというふうになります。</p>
D 委員	<p>わからないようですけれども、こちらのほうでそういう式があるというならば、それはそれで構わないと思います。すみません。</p>
会長	<p>基準というのは、何に基づく基準ですか。</p>
みどり公園課長	<p>杉並区みどりの条例の条例規則で定めるものでございます。</p>
会長	<p>条例の規則ですね。ということは制度的な根拠があるということですね。ほかいかがでしょうか。どうぞ。</p>
N 委員	<p>まだ2回目によくわからないのですが、今回残していただける木と、それから移植していただく木と、新しく植えていただく植物とがあるというように理解しました。移植ですけれども、見た限りで移植がどこにされているかちょっとわからなかったのも、その辺を教えていただけたらということと、あと新規植栽リストの一番右側の備考にいろいろ書いてあるんですけども、それが何を意味するかまるで知らないもので、その辺の説明もお願いいたします。その2点です。</p>
みどり公園課長	<p>最初に、移植する樹木がどこなのか、それがどこにということでございます。3ページの既存樹木をご覧ください。北側の低木というところに、ちょっとコーナーになっていますけれども、その隣に8番というのがついていると思います。小さくて申しわけないです。こちらが移植と引き出し線をつけてございます。これの内容はモミジでございます。</p> <p>さらに左下側のところにまた低木というものが2つございます。小さい低木と大きい低木の間ところに7番に移植という引き出し線をつけてございます。こちらがカワズザクラでございます。これが今回の計画でどこに移るかというところですけども、植栽の次の4ページ目をご覧ください。すごく小さくて申しわけございません。モミジについては現在の位置から少し東側のほうに移っております。四角い菱形で5とついているのがモミジの移植箇所でございます。</p> <p>そして、5のさらに少しだけ東側に16というのがございます。こちらがカワズザクラの移植先でございます。すごく小さくて申しわけございません。</p>
会長	<p>よろしいですか。いかがですか。</p>
みどり公園課長	<p>すみません。2つ目の質問の植栽リストの話があったと思います。もう一度教えていただけますか。もう1本、ヒバがあるのでですけども、それについては後ほど移植先のほうを報告いたします。</p>

N 委 員	<p>新規植栽リストの備考欄の項目が知識不足で、何を書いてあるのかわからないもので、お願いします。</p>
みどり公園課長	<p>新規植栽リストの備考欄に書いてある八ツ掛、そして布掛等のものについては、その新規に樹木が倒れないように、根づきがよくするための支柱を意味してございます。八ツ掛というのは丸太で3本ぐらいあるやつです。布掛については、生け垣を列植しているところについて横に棒を入れながら固定するというようなものでございます。そして、あと3芽立15cm、44/m²というところがあります。これは地被類で使う材料の規格を指してございます。リュウノヒゲで3芽立、芽が3つ出ているものです。ポットとしては15センチポットということです。これをm²当たり44株植える計算ですよという意味でございます。</p> <p>そして、もう一つ、移植のところで報告ができていないのがありました。既存樹木の36番のヒバというのがございます。36番のヒバが新植のところでは南側にあるテニスコートと体育館との間に、ちょっと東側に寄りますけれども、緑色で塗ってある部分が2つございます。その東側のほうに菱形で12というふうになってございます。こちらのほうにヒバが移植されます。</p>
N 委 員	<p>ありがとうございました。</p>
副 会 長	<p>それでは、一つ質問というか、問題提起みたいな質問ですけれども、先ほどD委員のご質問にあったことに少し関連しますが、要は基準というものをやはりきちっと明示すべきかなと。もうちょっとストレートに申し上げますと、ここで緑地面積というのが下にあって、768m²ですか。それでその敷地面積が3,668m²、大体2割ぐらいを緑化されようとしているわけですね。</p> <p>この評価が私は聞いていてよくわからなかったんですけども、ある種の数値計算があって、それを満たしておればいいと受けとめました。恐らくこれが民間の開発であれば私はそれでも仕方がないかなと思います。少なくとも行政上の役割は違うにしても、教育委員会かもしれませんが、公的な建物である以上、もう少し増やして頑張れないのかなと。つまり頑張り度みみたいなものを加味した評価というのが欲しいなと思いました。</p> <p>その理由は、先ほど緑地保全方針なるものをささっと見て、説明されたかどうかわからなくて、この厚いほうを見ていましたけれども、例えば10ページに農地は27年間で約半減して、100haから49ha、まさしく半減ですね。そうするとともに緑地面積、私が今さら申し上げるまでもないことかもしれませんが、緑地には公的な緑地と民有緑地がありますよね。だから多分これは民有緑地に入る</p>

	<p>んだと思います。民有緑地でも公的な機関は頑張るんだという何か方針があるべきじゃないかなと、思いました。</p> <p>したがって、どこまで可能なのか、なぜこの制度までできないのか。基準値は30㎡ぐらい上回っていますけれども、もっと頑張れないのか。つまり頑張り度評価というのを民間も含めて入れてあげて、やはり緑地が減っているんだというんだったら緑被率でカバーするという、その政策をきちっと打ち出すべきじゃないかなと。そこが聞きたいところですね。基準を量的に満たしておればいいというのは、これは最低限の話であって、杉並区としての、これは政策ですからね、そこをどうするのかということをやほり聞きたいなと思いますね。</p>
<p>会 長</p>	<p>まとめて答えていただいたほうがいいと思います。私自身も感じたことを申し上げますと、テニスコートをつくるということですが、最近ハードコートと聞くことがありますが、現況の地面は一体どういう状態であったのかということですね。これはかなり面積が大きいですからね。気になりますのは、最初にヒートアイランド対策と書いてある。ヒートアイランド対策の一つは、降った雨が全部表面でカットされて、そのまま下水溝に入ってしまうというのは、ヒートアイランド対策上は非常に好ましくない。できる限り地下水として涵養されるほうがいいことになる。今回、私が言っていることは杞憂かもしれませんが、確認です。</p> <p>それから、屋根がたくさんあるようですが、屋根の活用で何らかのヒートアイランド対策、さらには太陽光の活用とか、そういう環境基本計画に書いてあることをいろいろと、どこまで公共の事業としてモデルになるようなことをやっているのかなと。</p> <p>先ほど副会長が言われたことと同じで、民間に対する最低の基準に適合しているならいいという話であるのか、その辺はどう考えているのかをお聞きしたいですね。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>委員おっしゃるとおり公共施設ですので、緑化に関しては民間の施設の緑化のモデルとなるような形で努めてくれということは、かねがねその担当部署に伝えているところでございます。</p> <p>今回の計画は、例えば数値の上ではそれより多くとったから、基準を満たしているからいいでしょうということを、そういうふう聞こえたかもしれませんが、そのことを言っているだけではございません。区としてもこの施設に見合う緑化指導をしてございます。</p> <p>そして、テニスコートは、運動施設でございます。通常の公共施設とはちよっ</p>

	<p>と違うような形態でございますので、運動する人に危なくないような植栽配置、その辺も考えなくてはなりません。ですので、それらを含めて総合的に判断した結果、このような計画になっているところでございます。</p> <p>また、地下の体育館についてはアリーナと小体育館ができる予定になってございます。人口地盤も植栽に影響しているところがございます。</p> <p>既存のテニスコートについては人工芝でございました。今回の計画でも人工芝でございます。テニスコートは結構利用頻度が高いので、このような内容になっているところでございます。</p> <p>そして、屋上、壁面等についても、こちらは働きかけてございますが、施工する側でなかなか難しいという話をいただいているところでございます。</p>
環境課長	<p>そのほかのヒートアイランド対策のご質問がございましたが、屋根などに太陽光発電をつけるということは計画していると聞いております。それから建物の、いわゆる環境に配慮したさまざまな工夫をするということで、断熱効果の高いものを使うとか、そういうことをやっていると言建築サイドから伺っております。今日は緑という観点でご報告させていただきましたが、建物のほうについても現在の区立施設の環境に配慮した内容については十分配慮して建築をしていくと伺ってございます。</p>
副会長	<p>今おっしゃったようなことを、これから例えばここで言うと、上から何段目かな、杉並区環境基本計画施策区分と取り組み概要という欄があるんですね。そこに括弧してでもいいですけども、これを例えばAランク、Bランク、Cランクぐらいに分けて、Cランクというのは極端なことを言えば、基準は何とか守っている程度。Aはかなり頑張ったと。Bはほどほどと。そういう評価を入れたらどうですか。それを提案します。</p> <p>これだと指導した結果どういうことだったんだという意味がわかりませんよね。今お話を聞いてここまでやっているんだとか、無理なんだとか、そういうことが初めてわかるわけですから、やはりここにはそういう評価を入れてもらえると、こちら側は非常にわかりやすくなります。そこはいかがでしょう。</p>
みどり公園課長	<p>計画でございますので、でき上がりも見なくてはいけないとは思っているところでございますが、その評価については少し考えてみたいと思っております。</p>
環境課長	<p>評価につきましては、今回この書式もこれまで緑関係の報告をする際に、環境基本計画との関連性などがどうもわかりにくいというご指摘もございましたので、今回書式を改めまして、環境基本計画のどの部分に該当するかというのは資</p>

	<p>料として入れさせていただきました。今回はその基本計画の中のどういうところに関連して報告があるのかという、まずその辺を確認していただければありがたいと思っております。</p> <p>今、副会長からABCランクみたいなランクづけのようなご提案もございましたが、基準に対して現実にどういうふうな結果になったかというようなのを、できる限りわかりやすく委員の皆様にもわかるように、引き続き資料などの工夫をしていきたいと思っておりますので、少し検討させていただきたいと思っております。</p>
<p>会 長 C 委 員</p>	<p>C委員。</p> <p>今、テニスコートのところが人工芝というお話でしたけれども、アンツーカーだとそのまま水が涵養できるように下に落ちますよね。人工芝の場合は水が下に透過するようになっているんですか、それとも全部人工芝の面でとまってしまう形ですか。よくわからないものですから、もしそこがわかればと。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>人工芝にもいろいろございますので、今回の詳細についてはちょっと把握してございませんが、恐らく公共施設ですので、雨水浸透等の指導もあります。ですので、その対応はとれているのかなと思っております。</p>
<p>会 長 H 委 員</p>	<p>H委員。</p> <p>私はママさんバレーで妙正寺体育館を、年に2回、大きな大会がありまして、非常に使わせていただいているものなので、工事を楽しみにしているんですが、今でも駐車場が非常に少なく、皆さん植え込みに突っ込んでとめている状態です。今これを見ていまして、緑はアールをつくってきれいに植栽されているんですが、実際使っていくとなると、入り口のアールのところにみんなが自転車をどんどん入れていくとか、ちっちゃな子供とかは小さい自転車ですので、高木の下に突っ込んでとめさせるとか、それが実態となっております。せっかく新しく作りかえるのであれば、駐輪帯は駐輪帯でたくさんとって、緑は緑でたくさんとってというような形で、美しく使い勝手のよい形にエリアをつくっていただけるとうれしいなと思っております。よろしくお願いたします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>見にくいかもしれませんが4ページの新規植栽の計画図のところをご覧ください。現在より多く駐輪スペースをとっています。北側エントランスの東側に駐輪場があります。また、建物の西側の道路側、建物沿いに駐輪場が細長く設置してございますので、対策はとられているということでございます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>よろしいでしょうか。今、駐輪のスペースについては申し上げたとおりですが、限られたスペース、敷地の中で、既存の施設、ご存じのようでございます。</p>

<p>会 長 K 委 員</p>	<p>が、かなり老朽化が進んでいて、古いつくりの体育館を敷地を十分活用して、できる限り緑を残しながら、新しい時代に即した、自転車でおいでになる方が非常に多いという実情も踏まえて、施設のほうの設計をさせていただきますので、今までよりは自転車のとめやすさなどはかなり工夫されているものと思います。</p> <p>ほか何かございますか。はい、どうぞ。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>妙正寺体育館の東側のテニスコートですけれども、真南のところに植林がされていないのは、僕はテニスのことはよくわかりませんが、何か理由があるんですか。特に高齢者、真夏のときに先ほど使用頻度が非常に高いという話がありましたけれども。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>既存の場所にも、このエリアについては植栽がされてございません。ですので、隣家との関係だったのかなというところがございます。今回の計画でもその部分については植栽がされてございません。恐らく、民家との関係なのかなというところもあるかなというふうなことでございます。</p>
<p>K 委 員 みどり公園課長</p>	<p>よくわかりませんが、南側についてはもう一つ条件がありますね。テニスコートで動き回るときの人の動きですね、その辺で植栽のほうが設けられると支障になるのではないかと考えられます。</p>
<p>D 委 員 みどり公園課長</p>	<p>また、日よけについては確かにテニスの運動中、そのような場所であるところもございますけれども、この場所についてはなかなか難しいと思ってございます。建物、あるいはそれ以外の緑地で休んでいただくところが今後計画の中ではよろしいのかなと思ってございます。全部が全部、木陰と運動施設と全部とるのがこの計画では難しかったのではないかと思います。</p>
<p>D 委 員 みどり公園課長</p>	<p>緑地保全に対して、区ではどのぐらいの予算を計上しているのでしょうか。</p> <p>緑地保全に関しましては、指定する保護樹木等の補助金とあります。後ほど概要はお伝えしますが、補助金については4,000万円ぐらい確保しているところです。そのほかの積み上げについてはまた後ほど報告させていただきます。</p>
<p>D 委 員</p>	<p>何で聞いたかという、やっぱりPR不足ということがあるんですけれども、私はPR不足だとは思ってないんですよ。緑地が少なくなるということは、相続の問題が非常に大きな影響をしているんじゃないかなと思います。</p> <p>それと、屋敷林があるようなところが敷地が非常に大きいということで、もしその代で亡くなられて、それを維持するということになると相続税がかかってくる。その相続税を払うために売らざるを得ないということで、屋敷林なり、あ</p>

<p>会 長</p>	<p>るいは農地などが減ってくるということ。これは相続に対してのいろいろ出ていましたけれども、具体的にどのような形で免税を行う、あるいは減税を行う、あるいは補助をするということをやっついていかないと、緑地が減っていくことは歯どめがかからないんじゃないかなと思うんですね。</p> <p>現在、1番目のテーマの質疑をしていましたので、今の2番目の保全方針のほうは少々待ってください。1の話はもうよろしいですか。体育館の話の個別案件は、ございますか。</p>
<p>J 委 員</p>	<p>1番の4ページの図面を見ていただいて、それに関して要望ですけれども、これAから6まで、ABCからLまで振ってありますが、これは平面図でなかなか素人にはわかりにくいんで、これ側面図で図を示していただいて、その中でその部分部分についての高木、中木、低木、それから地被類についての部分的な側面図があれば、よりわかりやすくなるんじゃないかなと思ひまして、そういうあれがもしできればお願いしたいと思うんですけれども。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>これは手続の中でこれ以外に鳥瞰図を提出させているわけですか。</p> <p>基本的には平面図ですが、わからない部分については先ほどの指摘のとおり、断面図等を提示してもらってございます。今後資料の作成に当たっては、そういう断面図等あれば提示していきたいと考えます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ただいまの側面図の件でございますが、私ども区役所の中でも、これは区役所の施設でございますが、民間企業からも届け出をいただく際に、側面図は特段いただいていません。原則として平面図で対応してございますので、こちらのほうにも平面図で出させていただいております。今後何かこういうご報告する際に参考になるような資料がございましたら、できるだけわかりやすくお示ししたいと思ひますので、工夫していきたいと思ひます。</p>
<p>会 長</p>	<p>個別の案件のほうは以上でよろしいでしょうか。いずれにせよ次のテーマと関係すると思ひますが、とりわけこういう公共施設に関しては、環境基本計画の中でかなり多項目にわたって先駆的に取り組んでいこうという話が記載されておひまして、そういったところが一体どういうふう配慮されているかというのはぜひ対応していただきたいと思ひます。</p> <p>みどり公園課長をはじめとする、みどりの担当のところだけが一心に何かやるというだけではなくて、環境基本計画関係はいろんなところで関係してははずでありますので、ぜひお願いします。それから民間に対する最低限の規制という</p>

	<p>レベルでなく、率先垂範のモデルですか、模範となるような観点からもぜひということがあったと思います。この辺の話というのは結局、次の保全方針の策定に話が関連していると思いますので、先ほど早速ご意見ございましたけれども、相続のお話等々にその辺がポイントじゃないかという話もありました。ほかに何か2番目の保全方針の策定に関して、最近策定したということで、これからモデル地区で取り組みを展開していくのだという説明ありましたが、関連していかがでしょうか。</p>
E 委員	<p>3点ありまして、まず1点目ですけれども、概要版4ページのところで保全地区が北部と真ん中辺にあるのはわかります。南側は上高井戸1・2丁目1カ所です。まず南側に少ない要因をお伺いします。</p> <p>2点目、これちょっと概要版とこっちの詳しいほうと両方読んでいたんですけども、中身がよくわかりにくいので、またここを今後改定される際にご検討いただきたいんですけども、南側の保全地区が少ないというのもあるんですが、ところどころ空き地があって、いわゆる和田堀公園とか大きな公園があったり、企業のグラウンドがあったりするんですけども、そういうのが例えば点線とかにして、ここが緑地ですよというのを載つけたほうがいいんじゃないかということで、こっちの本編の16ページを読んだんですけども、全部文字が入っていて非常にわかりにくいですね。</p> <p>私も地元で地理感があるんで、言われてみて初めてわかるんですけども、16ページと25ページが離れて置いているんで、これ多分、初めて見られた方というのは、16ページだけ読んでも全くわからないと思うんですね。ここら辺ちょっと、例えば下に農業公園と区民公園の違いも書いてあって、終わりとかに目を通せばわかるんですけども、ここがビジュアルで見えて、モデル地区というのはいかにこれから性格的に大事なんじゃないかというのを、もう少しわかりやすく伝えていく努力というのはすべきなのかなとは思いますが、その辺のお考えを含めてご質問いたします。</p>
会長 みどり公園課長	<p>先ほどご意見出ました相続その他、そもそも財産みたいなことからお願いします。</p> <p>相続によって貴重な屋敷林や農地が減少する傾向にあるところは、実際のところこれに歯どめをかけるのは難しいと思ってございまして、国・都への要望等を出しているような状況でございます。</p> <p>また、今回この方針をつくることによって、現状を広く区民の方々にわかって</p>

	<p>もらうというところもあります。そして今回の方針をつくるに当たっては、農地や区民にとってどういうふうなのかというところで、共有の財産であると、あるいはその喪失に危機感を感じているところも6割、7割の区民が思っているところでございます。ですので、それについてはその大切さをPRしたい、あるいはボランティアの方々等の力をかりたりとか、既存ある制度を組み合わせ使ったりとか、そういうところをしてなるべく残すようにしていきたいと考えてございます。</p> <p>そして、南側に屋敷林・農地が少ない理由というのは、現在残っているところがそのような状況で区では南西部と北部に残っています。なので、残していこうという屋敷林・農地のまとまりが西・北に固まっている状況でございます。</p> <p>そして本編でちょっと資料が見にくいところがありました。私どももこれをつくるに当たってはなるべく見やすいようにと考えてございます。このモデル地区でどんな取り組みができるのかについては、23ページにそれぞれの4つの施策をこんなふうに組み合わせやっていこうというのを図表で書いてございます。</p> <p>また、その次の25ページで、こんな展開をというところで、あくまでもこれは農の風景育成地区をイメージした内容ですけれども、このようなことでその既存にある屋敷林、核となるところ以外の屋敷林もネットワークをつくって、あるいは町歩き等をしながら、その存在を知ってもらうことを考えながら進めていきたいと考えてございます。</p>
E 委 員	<p>すみません、質問が多分1個抜けているんですけど、2番目に申し上げた和田堀公園とか、ほかの大きな公園とか緑地もあるんで、この概要版4ページのマップがあるんですけど、そういったところも載せて、それでなおかつ保全地区がこうありますよという見せ方をしたほうがわかりやすいんじゃないかというのが1点と、今の16ページの話なんですけれども、23ページと24ページを見れば理解はできるんですけど、確かに16ページから19ページのところが全部文字になっているんで、先にビジュアルのほうを見せて、それでその解説でこういった16ページから19ページの中身を見せたほうがいいのではないかと私は考えるんですけど、その辺のお考えをお伺いします。</p>
会 長	<p>既に策定をして発表したものですね。今後について述べたので、参考資料ということよろしいですか。もう一回作り直せという意味ですか。</p>
E 委 員	<p>改定のときに見直してほしいです。</p>
会 長	<p>つくったばかりでは当面は改定しないですよ。</p>

E 委員	二、三年ぐらいは恐らく。
会長	そういう率直な区民の感覚をぜひ頭に置いていただくことを、お願いします。
みどり公園課長	新たに方針、そして計画等を策定する場合には、委員のご指摘を参考に、少しその辺を工夫してまいりたいと考えてございます。
L 委員	この方針ですけれども、マンパワーを活用するということで、区民が広くいろいろな形でかかわっていくのは大変いいことだと思っております。ただこの方針をつくるに当たって、この保全地区に選ばれた地域の住民とはどのようなやりとりをしていらっしゃるのか。やはり地域の理解というか、屋敷林の保全については落ち葉の問題であるとか、あと農地も春先本当に何もなくなったときのほこりの問題であるとか、結構地域住民からの苦情によってなくなってしまう木とかもあるように聞いておりますので、ぜひ地域の理解も得ながら、できればこのマンパワーのところに地域の方の力を、それからできればこの方針をおつくりになるときに地域とのやりとりをしてつくられると、より保全しやすいのではないかと思います。これはつくられるときはそういうようなやりとりはなさったのでしょうか。
みどり公園課長	つくるときに当たっては、所有者の意向等を少し把握してございます。ですが、周辺に対してというところではまだでございます。そのように人の力を借りてやるというところで、保全をなし得ていくものですので、それについては十分、現在あるみどりのボランティア、あるいは援農ボランティア等に働きかけ、なおかつ地域にも入ってそういうお力をかりたいと考えてございます。
会長	以前にたしかビデオで、我々が環境基本計画をつくるときに見せていただいたような記憶がありますね。緑地保全に関しては杉並区としては非常に積極的に、市民参加型のプロセスを取り入れているというような記憶がありますが、違いましたか。
みどり公園課長	ビデオで提示させていただいたのはみどりのベルトづくりで、区民の方々とできるところでプランターボックス等、あるいはみんなで植樹をするという活動を高円寺で展開しておりますので、そのビデオをご報告した記憶がございました。
会長	どなたかいらっしゃいますか。
M 委員	概要版の2ページの保全制度の活用・拡充のところ、協定による制度というのが入ってございます。これを法律に基づく制度でないかと思うんですが、具体的にどういうふうにやっていたらいいのかお聞きしたいと思います。
	それで、この協定に基づくということで、緑地協定ということであると、杉並

	<p>区環境白書の資料編の62ページのところに、緑地協定の内容で助成金が1年間当たり1㎡20円となっているんですね。これは大規模な開発計画は別として、普通の屋敷林ですと、例えば1,000㎡というのは300坪ですけども、1,000㎡で年間2万円というのは額が少な過ぎるのかなというのが印象としてあるんですが、その辺はいかがでしょう。</p>
みどり公園課長	<p>まず最初に、緑地保全方針の協定でございます。真ん中辺にある協定のことです。よろしいでしょうか。</p>
M 委 員	<p>概要版の2ページの青枠の中の協定です。</p>
みどり公園課長	<p>こちらについては私有の場所ですので、屋敷林の中に入っていくことは普通の人はありません。ですから、入ってもいいよというようなことの協定を結ぶと。そして、そこに入ることによって屋敷林のよさを感じてもらおう。ただ、そこに例えばボランティアの方々が維持管理に少しかかわるとかということができると、屋敷林のよさも知ってもらえるし、また屋敷林を持っている方々の管理についても支援できるかなと考えてございます。そのような協定を結んで、自然観察だったりイベント等に対応していけると、そんなことを想定しているものでございます。</p> <p>緑地協定の補助の件です。緑地協定については、都市緑地法に基づく緑地協定でございます。こちらについては、現在、高井戸東にあるパークシティ浜田山と協定を結んでございます。区域面積が約6.5ha、結構広いところです。これについては一定の住まわれる方のルールによって、例えば道路部分に緑を持ってこようよということを経絡しながら、緑を保全し増やしていくという協定内容になってございます。</p> <p>額は少ないと言われればそうなのかもしれませんが、㎡当たりでとても大規模な部分に寄りますので、交付の限度額も自治会の方々と、交付額も20万円が上限と今なっているところでございます。その中でも工夫してやっていただくと、今年はいいいんですけれども、現在こちらについては要綱での規定でこのような額に決まっております。</p>
M 委 員	<p>今のお話ですけども、概要版の2ページの協定というのは、この都市緑化法の緑地協定とは別のものだという事によろしいわけですね。</p>
みどり公園課長	<p>そのとおりでございます。</p>
M 委 員	<p>概要版のほうの協定といいますのは、これはそうしますと法律に基づいたものではないという理解でよろしいですか。</p>

みどり公園課長	そのとおりでございます。今後いろいろ考えてつくっていく協定と考えてございます。
N 委 員	<p>今回、緑地保全方針の策定に当たって、こちらを策定するについて、何かフォーラムのような区民参加型なのかどうなのか、どんな形で策定が行われたということをまだ存じませんので、もしできましたらその辺のことをお教えいただきたいです。</p> <p>あと、今、杉並区全体で取り組んでいる中に、安全なまちというのがあったかと思うんですけども、このところでいろいろな災害が頻発して、全国で起こっていますけれども、そういう際に一時避難場所とか広域避難場所とかということなども随分検討されてきていると思うんですけども、こちらの農地とか、それから屋敷林の広さというのは、そういうときには活用とかの面からの検討というのは、今回の策定のときにはどのように考えられていらっしゃったのかということで、お話を伺いたいです。その2点です。</p>
みどり公園課長	策定の経緯については、みどりの基本計画で身近な緑を守るというのがございました。中でも民有のまとまった緑というところで、屋敷林・農地をいかに守るかです。こちらについては学識経験者、あるいは農業団体の方等を含めて、一つは緑地保全懇談会をつくってございます。もう一つは農地の関係ですので、こちらについても農地活用懇談会をつくって、先生方、あるいは関係する団体の代表の方にご参加いただいて、議論して、策定に至ってございます。
会 長	策定プロセスでは専門家の意見は聞いているけれども、いわゆる区民参加プロセスは経ていないということですか。例えばパブリックコメントをすとか、区民説明会をやるとか、そうものはやっていないという説明でよろしいですか。
みどり公園課長	方針ですので、パブコメは実施してございません。また、区民意見についてはこれまではみどりの保全に関するアンケート等をとってございます。また農家についてもヒアリング、あるいはアンケート等をとって、方針に反映させているものでございます。
会 長	農家は、利害関係の人ですから、ステークホルダーと言います。いわゆる杉並区で生活をし、楽しみ、憩いを求めている人たちの意見、要するに一般の人を対象とした区民参加はないのですか。
みどり公園課長	方針の策定について、一般の方々の意見を求めているというのはいないです。これまでの区民アンケートや区民意向調査を参考にしております。
都市計画課長	今回の緑地保全方針の策定につきましては、特に広域避難場所等の意識はござ

<p>会 長 N 委 員</p>	<p>いません。ただ、生産緑地の件についてはこの中で触れてございますけれども、生産緑地は災害時に、例えば仮設住宅を建てるであるとか、協定をJAを通して各農家の方と結んでおりますので、区としては生産緑地について今後も保全をしていきたいということで、今回の保全方針にも入れているところでございます。</p> <p>続きの質問ですか。</p>
<p>N 委 員</p>	<p>実は、阿佐谷・高円寺地区というところは、国の災害時の危険度マップを見ますとかなり危険度の高いところなのですね。その場所にたまたまこれを見ましたら、2つですか、阿佐谷北と書いてあるところに赤い丸が2つあるんですけども、そういうところを、ここら辺は広域避難場所もなく、一時避難場所、広くないから広域避難場所になれないんだけども、そういう避難場所は絶対必要だということで、一時避難場所というのは1つあるんですけども、そういう地域に関しては緑は緑で考える、こっちはこっちで考えるではなくて、お互いに協力関係を持って、杉並区の中のことでありますので、全体としてやっていただけたらと思います。そのような方向でこれから進んでいっていただきたいと思っております。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>今のご発言、特に阿佐谷・高円寺、密集をしているということで、非常に災害時、危険な区域と認識しています。特に南の杉並第一小を中心とした地域については、学校以外大きなオープンスペースがない状況です。したがって、北の部分に馬橋の公園のところに避難場所ございますけれども、広域ということではなくて、広域だともっと南のほうに皆さん避難をいただいているという状況です。</p> <p>区としても企画課が中心でとなりこの地域についてはオープンスペースがあれば当然確保していきたいという姿勢でこれまでも行ってきておりますし、今回も今努力をしているところです。</p> <p>今一番問題になっておりますのは、杉並第一小を中心とした高円寺・阿佐谷南の地域につきましては、不燃化特区ということで、なるべく道を広げていきたいということで、狹隘道路の拡幅に努めておりますし、建てかえも不燃化をしていくことで、燃え広がる速度は大分違いますので、不燃化対策について今、区としても最大限努力をしていきたいと思っております。</p>
<p>N 委 員</p>	<p>そういう形で、阿佐谷・高円寺南のほうは努力していただいているというのは広報等で存じております。北側も南側も人口密集地域でして、北側の人はなお南の指定避難場所に行くには遠いわけですけども、そういう部分にたまたまこういう屋敷林が2つもあるということなので、そっちの方向でも縦割りじゃなくて横に協力関係を持ってぜひ。今回のこのままもう策定されておりますので、緑</p>

	<p>地保全ということでやっていっていらっしやっていますけれども、次回また何かあればそういう横とのつながりを持った政策のほうをよろしく願いいたします。</p>
みどり公園課長	<p>これから所有者等の意向を聞きながら、保全について考えていくところでもございます。屋敷林の大切さ等をわかってもらう中で、先ほど委員のおっしゃったような避難場所としての機能等も当然ございます。そういうものについては所有者との協定等を交わしながら、災害時でも入っていける場所だったりとか、そればかりでなく、ヒートアイランドの木陰の提供等を考えられるように所有者と調整をしていきたいと考えてございます。</p>
N 委 員	<p>あと1つ思い出しました。延焼という場合でも、こういう大きな屋敷林は延焼防止にもなるんですね。そんなところからもよろしく願います。</p>
会 長	<p>前回でしたか、大宮の善福寺川の河川改修と、それから緑化と保全との関係で、環境基本計画と都の事業との関係について、追跡調査をしておくというお話が区からあったと思いますが、その後の状況はいかがですか。</p>
環 境 課 長	<p>前回ご指摘をいただきまして、今日ご用意をしております。一連の報告が終わりましたらみどり公園課長から概要をご報告しようと思っていたところですが、話題になりましたので、今ご報告させていただきます。</p>
みどり公園課長	<p>私から、前回の環境清掃審議会で質問のありました大宮1・2丁目の善福寺川、宮下橋付近の和田堀公園内の樹木伐採について、東京都第三建設事務所より情報を入手しましたので、ご報告いたします。</p> <p>現在行われている善福寺川整備工事、調節池せき改良工事は、平成17年9月の集中豪雨により浸水被害を受けて行われた河川激甚災害対策特別緊急事業に引き継いで、平成24年度から行われている工事でございます。</p> <p>善福寺川宮下橋付近については、1時間当たりの降雨量が50ミリを超えたときに和田堀公園の野球場を調節池として活用し、善福寺川の流量調整をするための工事を進めてございます。ご質問のあった野球場と善福寺川の間の樹木については、実生で生えた樹木の整理、そして今回の工事の作業場所の確保のため、移植と伐採が行われました。工事が完了した後にソメイヨシノ高木7本を新植するとともに、樹木の下に芝生を植え、明るく見通しに配慮した植栽になるよう計画しているとのことです。</p> <p>今後は善福寺川の上流の整備を順次行う予定ですが、工事には周辺の緑等への影響範囲を少なくする工法等をとるとともに、樹木については原状復旧を基本に</p>

	<p>工事を図っていくという回答がございました。区では今後も必要に応じて事業主体である東京都第三建設事務所に要望等を行い、区内の緑の保全に努めてまいります。</p>
<p>会 長</p>	<p>今の報告事項はP委員からのお尋ねですよね。お答えがあったようです。よろしいですか。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>関連して聞いてもよろしいですか。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>せっかく報告があったので関連して。</p> <p>そもそも樹木の下に芝を敷いて、明るくするという話なんですけれども、行ってみていただくとわかるんですけれども、暗いというよりはとても木々のトンネルのような状況になっていまして、それがすごく野性味あふれて、とてもいい環境っちゃ環境なんですよ。だからそこを見られた専門家の方が、むしろこれをきれいさっぱり切って明るくしたら、この地域の環境にとってどうなんだろうかという話があるんで、そこら辺でそもそもどうなのかなと思ったりするんですけれども。</p> <p>ただ、今日割とこの間の環境清掃審議会のところに質問した状態からは、幾つか工事の内容が動いていまして、まず護岸を強めるために、直径1メートル以上になるようなくいをばごとと打っていくんですけれども、それを少し補足したとか、もうちょっとがけよりも内側にやるとか、そういう話があったように聞いていたんですけれども、詳しくは私も聞かなかったんで、今日若干聞けるかなと思ったら報告がなかったんで、あれとか思ったんですけれども。</p> <p>このくいというのが割と樹木とかの関係がありまして、このくいをばこばこ打つんで、かなり奥まったところの木までどんどん切らなきゃいけないという話になっていたのが、それが若干動かしたんですよ。何か細くなったみたいな話もあるんで、それをどうだったのかを聞いたかったのと。</p> <p>あとやっぱり今かなりすごい鉄板がぼこんと刺さっているんですけれども、あれを下までやるのかどうなのか。がけをふさいじゃっているんですよ。多分この2月にそこから先の工事になるんですけれども、まさにカワセミの巣があるとされている、特に環境が保護されたがけの下に入っていくんですよ。これどうするのかというのはかなり深刻な問題で、どこの資料を読んでもカワセミに代表される和田堀公園とされているんで、ふさげば間違いなくカワセミはすぐ巣づくりやめますし、どうするんだろうかと。そこら辺はどう考えているのかなと</p>

<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>どうか、私もどうしたものなのかなと思うんですけども、そこら辺は聞いてらっしゃるのかしら。なるべくあそこのがけはふさがない、だけはせめてふさがないという工事というのを、杉並区からも詰めていく必要があるんじゃないのかなと。そこら辺の意気込みみたいなものも聞かせてもらいたいなと思っています。</p>
<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>いかがですか。</p> <p>護岸のパイル等については、護岸の補強で打ち込むと聞いてございます。ですが、その作業に当たって東京都のほうも区の働きかけによって、例えば伐採する予定だったものを剪定等で対応して、工事がしやすくなるというか、工事の施工等を工夫しているというところでございます。</p> <p>そしてまた護岸については、カワセミ等のすんでいるところがあるというのは聞いてございます。東京都も工夫しながら対応しているのかなと考えてございます。</p> <p>今後も区としましては極力原状復旧ということもあわせて、水害対策工事も必要なことですので、それについて調和のとれるような形で働きかけていきたいと思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>いずれにせよ、河川、都市洪水の問題も深刻、一方で住宅地の閑静なところの水辺のあたりをどうやって保全するかというのも大事で、別に遠慮しなくて、両方が両立する。そのためにいろんな技術が向上したり、人間の工夫ができたりしますね。そのため専門家もいらっしゃるし、遠慮することはないと思います。杉並区の代表者の方々が、遠慮なく伝えて、きちんと両立するような方法をぜひお願いします。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>今の件に関連しての質問でしょうか。どうぞ。</p> <p>私も和田堀公園の鉄板を打ち込んでいるところを見にいきまして、まるでギロチンのようだなという感想を持ちました。</p> <p>それで今、河川のやり方ですけども、素人でそんなに詳しくはありませんが、前の東京オリンピックのときに下水を早く海に流してしまおうということで、川は直線的に早く流すということで、3面張りになり、大きな下水のような役割を果たしていると思うんですね。でも今、川の治水を含めてグリーンインフラというものが出てきて、コンクリートの力ではなく緑の力で水を治水していこうという方法が世界でも日本でもいろいろな川で進められていると思うんです。</p> <p>それで、善福寺川というのは東京都の中でも非常に将来性のあるというか、すごく蛇行して、100年前の姿を少しとどめているような川であって、ほかの川に</p>

	<p>比べたらとても川らしい顔をしている川だと思っております。</p> <p>特に和田堀とか善福寺川緑地公園のあたりは、川の両面が緑に囲まれた公園であります。こういう好条件のところは東京都ではほかにはないと聞いています。また、そこにすんでいる生き物の数も野川公園に比べても善福寺川のほうが多様性に富んでいるということで、非常に今、善福寺川は東京都の中でも注目されている川です。</p> <p>そんなところで、もっと深く、もっと3面張りを強化しようというような工事は、今の時代にそぐわない、前の時代の工法をそのまま踏襲しているような気がして、とても残念に思っているんです。もしこれから間に合うのであれば、公園と一体化した川づくり。3面張りではなく、緑の傾斜をもっとなだらかにして、川と公園が一体化して、そして洪水のときにも対応できる川づくりというのを目指して、第三建築事務所にぜひ杉並区のほうから申し入れをして、自然岸を目指していただきたいというのが希望です。</p>
会長	今はまさにこういうコンクリートですね。矢板にかえる。
G 委員	矢板で。もっと深くしようとしているので。
会長	あと遊水池をつくるというのですか。遊水池を野球場の下につくり、それを使えるようにしようということですか。
みどり公園課長	調節池です。
会長	今は全般にわたった話だから、個々には皆さん、杉並に対する思い入れは強いわけですから、言い出したら幾らでもたくさん出てくると思うので、それをどうやって行政は行政として具体化していくか。行政だけではできなくて、区民に何を役割分担してもらうか、こういう根本的な問題に最後は行き着くと思います。
C 委員	先ほど他の委員もおっしゃっていたんですが、私も前回の審議会の後、そちらのほうに伺ったんですけれども、ちょうどそのときすごい暑い日だったんですね。その日でも木陰に入ると温度が完全に違うというのがよくわかるような。ここ、どういうふうにと工事現場を見ますと、前に工事した側面がこけむして、やっと川が本当に自然の川みたいになっているのに、それをまた深く。それは冠水とかいろんな問題があるんだと思いますけれども、そのとき初めて私、3面張りにする工事なんだというのがわかったんですけれども、私自身が10年ぐらい前に3面張りはまだ古い工法で、その工法というのはもう、それを聞いていたのが10年前だから、3面張りで工事をしているというのはえっというふうに思ったんですね。

<p>会 長</p>	<p>そこら辺、専門家じゃありませんけれども、これは区の仕事ではないですけれども、区のほうとしてはこの辺、前回の審議会でみどりの基本計画の関連です。そこはいろいろとご意見があったと思うんですけども、あのままあの工事が進む。少しは今の説明で変わって対応しているところもありますけれども、基本的にちょっとえっという感じもしたものですから、3面張りの工事で今でもするという事について、区とかそういう専門家の方、どういうふうに思っらっしゃるのかなと思いました。</p>
<p>環境課長</p>	<p>だんだん話が深くなりますが、河川関係の専門家にも来ていただいて、図面でも説明もらわないとなかなか大変な状況ではありますが、わかりますか。</p> <p>環境清掃審議会でございますので、どこまで技術的なお話をして、またここでいただいた意見がどういうふうに東京都のほうに申し上げたらいいかというのは悩ましいところですが、先ほどみどり公園課長からも申し上げましたとおり、まずは今回の工事につきましては、降雨量が50ミリ対応という、これも数字が最初に出てきていますが、私が聞き及んでいるところでは、今、善福寺川は30ミリ対応ということで川ができていくわけですけども、現在のままでは集中豪雨が発生した場合に水があふれてしまう状況が現実には発生をしているわけでございます。それをいかに回避するかということで、東京都あるいは杉並区もかかわって、下流のほうから順番に流量を増やすような工事を実施しているところでございます。</p> <p>したがって、やはり区民の皆様の生活の安全・安心を確保するために河川を改修しているところを、現在の技術の中で、あるいは限られた都市河川の敷地の中で、どういうふうに降った雨を流すかというような、これは現時点での一番できる工法を採用しているのではないかと思います。</p> <p>そういう工法を一方でしながら、できるだけ緑や生き物に配慮をして、善福寺川を守っていこうというのは、区役所もそういう姿勢で現在も臨んでおりますし、今後も臨んでまいります。今日いただいたご意見は機会がございましたら、第三建設事務所などのほうにもお伝えをしますし、おおむね今日いただいたご意見は、区としても今までも第三建設事務所とは意見交換をしていると聞いておりますけれども、改めてお話がございましたので、お伝えはしたいと思っております。</p>
<p>会 長 P 委 員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本当に、G委員にも都市環境委員会へ来てしゃべってもらいたいぐらいなんですけれども、要はまさにそういう緑を守るという観点から、なかなか区役所が積</p>

環境部長	<p>極的に東京都に働きかける場面がなかったがゆえに、今日この場があったかなとか思うんですね。いや本当、ここから先は都市環境委員会でやれと言いたくなりますけれども、そこでも報告がないので、緑を、あそこの和田堀公園を守るためにといったときに、私なんか思いますけれども、でかい10m以上の木を伐採していくがゆえに、10m、20mのクレーンが必要になって、そうすると足場が必要になって、また川幅を広げて、がけを崩してとか、そういうふうになっていっちゃうので。</p> <p>私は水害対策を議会で求めているとか、もっと早くやれという立場にありますけれども、河川改修については賛成の立場ですけれども、それでも例えば会長もおっしゃったように、いろんな工法というのは研究されてきていて、それからあれだけの重機を使わなくても、もっと小さい重機でこつこつとやっていく作業はできるんじゃないかとか。</p> <p>それから、あそこは正直、民家が一部にしかないわけですよ。物すごい大胆なことを言えば、あそこの河川をそのままにして、その民家を守るような、本当にごく一部の民家ですけれども、そこを守ることのほうがよほど金が少なくて済むんじゃないかとか、あらゆる可能性を、環境清掃審議会といっても部長もいらっしやいますし、今マイクを持たれていましたけれども、やっぱりあらゆる可能性を緑を守るために、東京都、杉並区を代表する緑地帯ですから、もう知恵を出し尽くして積極的に。先ほど課長もそういう機会がありましたらと言いましたけれども、機会はこっちからつくっていかないといけないなということをおっしゃっていただけたらなど。</p> <p>P委員から今お話があったとおりでございますけれども、区のほうではもちろんこの場では環境審議会ということで、環境の視点から区の中の緑をどう守っていくかという視点でご議論をいただいております。一方で水害対策についてはもう喫緊の課題として、区議会を含めて区民の方から強いご要望を、実際に水害に遭われている方々から日々受け取っているところでございます。</p> <p>こうした中でのバランスをどうとっていくかということになっていくわけですが、私たち行政機関では、東京の行政は東京都と区市町村とそれぞれ役割を担ってやっているところでございます。東京都は東京都で決して都内の緑をおろそかにして、都立公園の中の緑をおろそかにしていいなどとは考えているとは私は到底思いません。そうした限られた中で、東京都は東京都なりに頑張って、水害対策と緑のバランスをとっていると考えているところでございます。</p>
------	---

<p>会長</p>	<p>ただ、この場で東京都の工法について専門知識がないものですから、具体的にこの工法について東京都にかわってきちんとご説明することができないという点については、十分所管も含めて反省すべきことだとは思いますが、決して東京都が前提として何か緑をおろそかにして水害対策をやっているというふうには、この場に東京都の担当がおりませんので、かわって申し上げれば、そういうことは決してないだろうと信じたいと思っていますし、区は必要があれば東京都にきちんと伝えていきたいと思っています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。そろそろ次の報告に移りますがよろしいですか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>先ほど緑の保全に関する予算がどれくらいかというお話がございました。その年によって増減等ございますけれども、大体1億円ぐらいの予算があります。</p>
<p>会長</p>	<p>緑の件に関しては、これまでも、昨年度にたしか他の委員から、一度きちんと審議会として系統的に議論したほうがいいのではないかという話もありましたし、それから個別の案件も今までもたくさんのケースケースの緑化計画に関する議論は大分やりました。それから基金の問題がありましたよね。基金がだんだん減っており、基金を一体どう運用するかという話があった。いろんな懸案事項が昨年度から残っています。今日の問題もずっとやっているとエンドレスになってしまいますので、課題として少し頭に入れて、一度個別案件というよりも系統的な議論をしたほうがいいのではないかという気がします。</p> <p>すみません、まだいろいろとご意見あるでしょうけれども、次にさせていただきませんか。</p> <p>次に、環境情報館と白書についてご説明をお願いします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>では、環境課から2点につきましてご報告させていただきます。</p> <p>資料をご覧くださいと思います。まず、すぎなみ環境情報館の移転についてでございます。こちらはこれまであんさんぶる荻窪の中にごございましたすぎなみ環境情報館を、昨年12月19日高井戸に移転をいたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>まず移転先でございますが、高井戸東3-7-4。こちら高井戸駅の近所でございます。後ほどパンフレットでご説明申し上げます。</p> <p>名称につきましては、今度の移転に伴いまして環境活動の充実を図る総合的な拠点にするということから、「環境活動推進センター」と名前を改めさせ</p>

ていただきました。

開館時間等につきましては午前9時から5時まで、休館日については年末年始などでございます。

運営方法につきましては、これまでの環境情報館と同様に、すぎなみ環境ネットワークに委託をして既に業務を開始してございます。

施設の中身でございますが、屋上も含めまして5階建てのビルでございますけれども、1・2階はこれまで実施をしましてまいりました、いわゆるリサイクル・リユースの事業を引き続き実施をしてございまして、3・4階で環境活動推進センターを開始してございます。

事業内容でございますけれども、環境情報館と同様の事業を展開するということ。それから資料などを充実してまいります予定の近隣の清掃工場との連携も今後図っていく予定でございます。

ここでは、今日机上でお配りしました推進センターのパンフレットをご覧いただきたいと思っております。ちょっと折り込んでございますが、広げていただきまして、活動推進センターの大きな字の書いてある面ですが、中ほどに地図が入ってございます。高井戸駅から2分ほどのところの区民センターの手前に位置するビルの中に入っております。

それから、その裏側に実施をする事業などでございますが、講座、それから学校の支援、貸し出しの備品をご用意してございます。

それから、フロアの配置図もお配りいたしました。フロアのほうは先ほども申し上げましたとおり、1・2階がリサイクルひろば高井戸ということで、リサイクル・リユースの品物を販売してございます。3階・4階が活動推進センターで、展示スペース、講座室、集会ができるスペースなどをご用意しているところです。

環境活動推進センターについては以上でございます。

それから、2点目です。杉並区環境白書の発行についてご報告をいたします。

平成26年度の杉並区環境白書を作成いたしまして、既にお送りをいたしているところですが、まずA4の資料をご覧いただきたいと思っております。

白書につきましては、環境基本条例に基づきまして毎年発行しているものでございまして、毎年度の取り組みや統計数字などをまとめて、本編と資料編で作成をしております。本編は第1章から第3章の構成になっていまして、主な施策の検証や基本的な方向性などを記載してあります。また資料編につきましては、各

種の統計数値などを掲載しているところです。

こちらを閲覧していただける場所といたしましては、区政資料室、あるいは区立図書館などで区民にご覧いただけるようになっておりますし、またインターネット上で区公式ホームページでも全てを見ていただけるようになってございます。

それでは、白書の本体を簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

白書の本編をご覧いただきたいと思います。白書につきましては、はじめから目次がございますが、第1章といたしまして主な施策の検証と今後の基本的方向ということで、主な区の環境施策について記載してございますが、2ページ、3ページでは環境基本計画や、その上位計画の総合計画、実行計画、あるいは基本構想などの関係を図示してございます。

そして、4ページからは主な施策が記載してございますけれども、まず最初に再生可能エネルギーに関連して、エネルギービジョンを作成したり、再生可能エネルギーなどの普及・促進などを行っていることが記載してございます。

おめくりいただきまして、7ページからはごみの減量、資源化の推進などを記載してございます。ごみの排出量が515gということで、23区最少になったことや、昨年作成をいたしましたスマートフォンの新しいアプリケーションをご紹介します。

それから、少しおめくりいただきまして、12ページからは自然環境と人の営みの共存について書いてございます。こちらは主に緑に関する事業ですが、13ページから先ほども少し話題になりましたが、緑のベルトづくりや屋敷林・農地の保全などの状況を記載してございます。

また、14ページでは大型の公園の整備予定ということで、(仮称)荻外荘公園、あるいは下高井戸公園のことを記載してございます。

そして、16ページでは環境に関するさまざまな取り組みについてですが、中学生環境サミットや、後半では生活環境の改善などの公害や環境美化について触れてございます。

そして、19ページからは第2章です。昨年度策定をいたしました環境基本計画の概要として、基本目標や主な施策、それから事業体系で95事業を一覧表にした上で、この95事業に関して23ページ以降となりますが、達成状況を記載してございます。少し細かいので、一つ一つのご説明は省かせていただきますけれども、ご覧いただければと思います。

<p>会 長 G 委 員</p>	<p>第3章ですが、少し後ろのほうになります。区を取り巻く環境の実態ということで、主な温暖化とか清掃事業などの実績数値を表やグラフを織り込みまして見やすく掲載させていただいてございます。</p> <p>それから、別冊でございますが、資料編を黄色い表紙で作成させていただきました。こちらはまさしく資料編でございます。温暖化の対策や清掃など、それぞれの分野にかかわる数値などを表や図などを使いましてご覧いただけるようになってございます。中身につきましては後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>環境白書につきましては私からのご説明は以上でございます。</p> <p>今の環境情報館についての報告に関して何か質疑はありますか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>あんさんぶる荻窪にあった環境情報館では大変お世話になっていました。個人的にはすぎなみシェアリングネイチャーの会という会とか、あとすぎなみほたるの学校、それから環境学習サポーターとしてあそこを大変利用しておりました。今度12月19日に高井戸のほうに引っ越しをしまして、もう遠いから行くのはやめようかなと思っているんですけども、あんさんぶるをつくる時にたしか区民の意見を取り入れて、環境情報館も時間をかけて、せっかくつくったのにこんなことで追い出されてしまうのは大変不服に思っているんですけども、今後清掃工場との連携というのは、例えばどんな連携をとるとのことなんでしょうか。</p> <p>あと、今までリサイクルセンターとして全館使っていたところを一部を使うということなので、大変手狭で、あと開館の時間も夜10時まで会議ができていたのに5時で閉館ということで、場合によっては延長もありということですけども、使う側としては大変使いにくいというのが感想です。今後もっといい状況になる見通しがあるのかどうか、お聞きしたいです。</p> <p>環境団体の皆様には、昨年度来、いろいろご意見をお伺いし、また私どももご説明に伺って、今回の移転に至ったわけでございます。荻窪での活動が今までの主な拠点ということでやっていらっしゃったことは十分お聞きしてきて、いろんなご意見も承りました。一方で私ども施設の有効利用ということで、この環境情報館に限らず、さまざまな施設を今後見直しをするということで、施設再編整備計画もつくったところでございますので、環境団体の皆様にはこれまでご説明してきたところでございます。</p> <p>その中で工場の連携というお話が今ございましたが、杉並清掃工場も今ちょうど解体が終わりまして、これから建設が始まります。施設内には資料室や資料コ</p>

<p>会 長 副 会 長</p>	<p>一ナーがつくられる予定でございます。そこではごみ戦争などの経験も踏まえて、ごみあるいは環境を踏まえた資料を多数用意をして、区民向けに公開をされる予定と聞いておりますので、そういうようなところを環境活動推進センターの事業ともうまく連携をして使えるのではないかと考えてございます。</p> <p>既に清掃工場の建設部門とはどのような連携ができるかというのは打ち合わせを始めてございますので、今後具体的なものは詰めていながら、環境団体の皆様にもご報告して進めていきたいと思っています。</p> <p>それから、新しいセンターが手狭というところ、それから開館時間が短いというご指摘もございました。限られたスペースと、ご利用者の状況がなかなか見えない中で、今回こういう形でとらせていただきましたので、できる限り有効に使えるように、今後も利用状況なども見ながら、環境団体の皆さんとも十分意見交換をし、改善できるところは改善をしていきたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいですか。ほかにかがでしょうか。</p> <p>今の環境情報館ですか、これのお話と、それから一部環境白書、もしくはごみの廃棄物処理基本計画の資料を拝見して思ったことを申し述べます。</p> <p>まず、私は今日ここへ来るまでに、舛添知事が嫌いな人もいるし、好きな人もいらっしゃるかもしれないけれども、が打ち出された長期ビジョンがあるというのを見て、ホームページ見ながら来たんですけども、やはり2020年、東京オリンピック・パラリンピックのときには世界からお客さんがどんと来られるわけですね。長期ビジョンの中、それそのものもそういうことを目的にしてつくられた。</p> <p>ところで、杉並区の売りは長期ビジョンとして何なのか、あるいはグローバルな視点から見て何なのかということはずっと考えていて、この資料を拝見して、なかなかよくやっていたらっしゃるなと思いました。</p> <p>今、課長さんがおっしゃったように、東京ごみ戦争から始まり、内陸部には杉並区のごみが江東区の有明に持ち出され、夢の島に持ち出され、非常に大きな問題があった歴史があって、この間、この中でも今この資料を拝見しますと、1人515gですか、リサイクル率が28.4%、この23区の中で最高。これは私はやっぱり世界に示せるんじゃないかと思いましたので、今まさしくおっしゃった環境情報館、もしくは高井戸のごみ焼却場にぜひそういう海外向けにもPRできる。つまり英文バージョン、英文だけじゃないのかもしれないし、これからの社会は恐</p>
----------------------	--

	<p>らく日本語でもそのまま何らかの形で各国バージョンにかえられるという話もありますので、どこまでするのがいいかわからないんですけども、やはりぜひグローバルにPRできる場があるといいなとちょっと思いました。</p> <p>それから個人的ですけども、今、私はマレーシアとインドネシアの、あの国、両国ともものすごい勢いでごみが増加しています。ごみはご存じのとおり、燃やすお金がないので、オープンダンプなんですね。衛生処理で上に土かけたりする努力はしているんですけども、これは続かない。なので、いかにリサイクルするかを伝えることが非常に重要ななと思って、私はそれも研究の課題の一つだし、マレーシアの学生さん、あるいはインドネシアの学生さんも非常に興味を持ってくれる可能性があるんで、またぜひ杉並区にそういう学生さんを連れてきて勉強してもらいたいと思っています。ぜひグローバル化にPRできるという視点で検討していただければと思っていますので、よろしくをお願いします。</p> <p>今の後段の話、特にオリンピック・パラリンピック絡みの話は、環境情報館だけの問題というよりも、それで一つの課題ぐらいのはずですよ。先に環境情報館の話を行ってから、その話は後にしていいですか。</p>
副会長	結構ですよ。
副会長	環境情報館の話で。
副会長	環境情報館もそういう情報を伝える場所でもあるなと思って、ぜひうまく使っていたらいいな。
副会長	発信の場所でもあると。
副会長	そうです。そういうことをお願いしたい。
ごみ減量対策課長	<p>駅のそばにあるというのは一つの利点ですが、清掃工場はいろんな区の環境問題のある種の集約の拠点でもあるので、上手に工場を使うのは、私はむしろ発展性を何とか工夫できないかなと思います。</p> <p>それから、清掃工場というのは工場内に空間があります。その気になれば会議室とか、少々広目の二、三百人入るような部屋とか。何も見学に来る人だけのための空間にしないで、環境教育、教育活動の拠点にするとか、いろんな考え方というのはとれるのではないかなと思いますね。それはぜひむしろ関係の方の中でよく議論していただきたいものですね。</p>
	<p>今の清掃工場についてのお話ですけども、海外に発信するやり方等も今後いろいろと検討していければと思っていますし、あと現に今、清掃工場は、一部事務組合で運営しておりますけれども、一部事務組合のほうでもご存じかと思</p>

	<p>ますけれども、海外とのいろんな協力を行っている中で、マレーシアなどともいろいろとやっております。そういったところもありますので、ぜひ一部事務組合のほうにそういったことにつきましては、視察じゃないですけれども、学生さん連れていらっしゃるとかございましたら、お伝えいただければと思っております。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>
G 委 員	<p>ぜひ清掃工場の中に資料室だけじゃなくて、日ごろ使えるような、環境団体が使えるようなお部屋とかいろいろ侵食して使えるように、交渉をよろしく願いします。</p>
H 委 員	<p>すみません、ついでに乗かって、清掃工場だからといって、ごみの3Rの話に乗せるだけでなく、例えば環境白書を網羅するような、省エネとか、CO₂削減とか、緑化とか。子供たちが杉並の環境がどんなふうにいるいろんなことをやっているということを知るだけでなく、大人もわかる、総合環境情報スペースであり、環境白書のPRコーナーでもあり。なおかつもしできますれば、環境白書を読んだ人が区民としてこういうことができるよということがわかったりとか、こういうことをしているよということを発表できるような、そういうすてきなコーナーになるといいなと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
ごみ減量対策課長	<p>今のご意見ですけれども、もちろん私はごみ減量対策課で、3Rについては進めていかなければと思っております。</p> <p>当然、清掃工場見学で小学校からもやっぱり来てくれるかと思っておりますので、展示室以外にもいろんな情報コーナー等が設けられるかと思っておりますので、そういったところで区の3Rの進め方ですとか、その効果とか、そういったものがあらわせたらいいかなと思っております。</p> <p>また、区で行っております3Rの推進につきましては、いろいろな機会を捉えてやっていきたいと思っておりますので、ご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
P 委 員	<p>荻窪から比較的杉並の真ん中辺に位置するところから、かなり偏った地域に移動することになるんですね。環境活動推進センターって、移動する際に議会でも話題になったのは利用率と。どれだけこの部屋が使われているかというのが一つの基準になってしまってきたような気がするんですね。でもやっぱり環境団体の方々といっても、そんなに毎日毎日会議しているわけじゃないんで、利用率だけで、部屋の回転数だけで見るとは、いかにもこれは基準としてはおかしい</p>

	<p>など私は思っています、さらに活動しにくい場所に移動したものですから、今後ははっきり言って環境活動推進センターの中の環境情報館自体は、利用率が悪ければその後廃止という可能性もあるやに聞いているというか、危惧の声が上がっています。</p> <p>その際には、単に部屋が動いたかどうか見るのではなくて、その内容ですよ。環境情報館を通して、すごい環境団体の人たち、別にお金をもらってやっているわけじゃないんですよ。本当に杉並の自然環境が好きで、これをもっと発展させるにはどうしたらいいかと思う、お金を受け取るわけでもなく。そういう人たちが集まりやすい、あるいは話してもらえようなきっかけづくりとかを、積極的に区としてつくっていただいて、回転率が悪いからなくそうということの既成事実を見つけるために追いやったみたいなのが区民から言われないうちに、ぜひ頑張っていただきたいなど。意見です。</p>
環境部長	<p>今、P委員のほうから発言があった中で、きちっと申し上げておかないといけないことがありますのでお話しさせていただきます。</p> <p>今回、環境情報館は、高井戸で「環境活動推進センター」としてリニューアルしてオープンしたわけですが、廃止ということは全く計画に入っておりませんので、誤解がないようにしていただきたいと存じます。そういう文言は一言も入っておりませんのでご留意いただきたいと思っております。</p> <p>それと、先ほど来申し上げています清掃工場の中の資料室。J委員が今日ご出席いただいておりますが、正用記念財団が力強く応援してくださって、新清掃工場の中につくられるようになったという経緯がございます。</p> <p>私ども、この環境活動推進センターと清掃工場の中にできる資料室とタイアップして、区外から訪れる環境活動で、環境学習で訪れる方々が十分、杉並の地域で起こったごみ戦争以来の環境の活動の歴史であるとか、現在抱えている課題であるといったものが総合的に学習できる地域、空間にしていきたいと思っておりますので、これからになりますけれども、どうぞご期待いただければと思っております。</p>
会長	<p>ぜひ期待していきたいと思います。1分間だけ話をさせていただきます。</p> <p>私、今、JICAの関係で中国のごみ問題に関する支援事業というのをずっとやってきて、今月で政策提言して終わるんですけど、いろんな課題がある中の一つが、中国でも焼却工場というものが迷惑施設で、もうつくるところがないということで、それが話題になっています。最近の不動産ブームの中で、焼却工場が</p>

<p>P 委 員</p>	<p>できると不動産価格、マンションの価格が下がるということで、環境問題である一方、財産問題としてすごく嫌われていますね。</p> <p>広州市で2,000 t 炉という、とてつもなく大きい工場ができていますが、半径600mの住宅を全部買い上げて移転させました。移転させたというのは、地価の補償です。異常な事態です。昨年11月、日本に研修で来てもらって、一体日本はどうしたのかという歴史を勉強したことがあります。東京のごみ戦争から始まって、杉並の問題、三鷹、武蔵野の問題など、いろんなごみ戦争がありますね。</p> <p>今回、武蔵野の工場見学に行きましたが、その他、目黒の工場なども含めて、何で日本では住宅地の真ん中に清掃工場ができるんですかと質問がありました。地価が下がらないのですか？。そこのマンションの価格はどんどん下がっているのではないのですか？。こういう質問がありまして、そんなことないと申し上げた。しっかりそこのところはシビアに、住民もシビアに、行政もシビアに、監視もしっかりする。工場に未分別のごみを搬入するのではなくて、分別もみんなしっかりする。こういう話を一生懸命やって、ぜひ杉並には機会ができたら行ってくださいねと言ったばかりです。</p> <p>市役所の隣の武蔵野の清掃工場ができたとき大紛争があったのをよく知っていますけれども、そういったところに両立をできるということ自体を、これから内外にきちんと発信していくということがものすごく大事だと私は思います。</p> <p>確かに利便性は問題かもしれないけれども、ある面では環境フォーラムをつくる時のプログラムのアイデアが、創造性が広がったというぐらいに捉えたらいいと思います。</p> <p>何か白書の中の一部資料について、保護樹林の数ですけども、何ページだったのかな、こっちの。数というか、保護樹林についてなんですけれども、いや、私の友人で二、三本保護樹林を有している家があったんですけども、数年に1回数百万円、200万円とか言っていたかな、剪定でかかっちゃうんですよね。要は隣接している家に迷惑がかかっちゃうんで、やっぱり2年か3年に一回は切らなきゃいけないと。これがすさまじい金がかかると私も気づいて、まんまと数年のうちにその家は家ごとなくなっちゃったんですけども、やっぱり隣接しているところの保護樹林の剪定というものについては、一定何とかしないと、これは一般の家庭が持てるわけがないなと思っていました。</p> <p>いや、そのためにも本当に保護樹林のあり方については、かなり区民との間のコンセンサスが要ると思うんですよね。やっぱり1本につき数万円例えば出した</p>
--------------	---

	<p>りして、例えば5万円出したとして、年間8億円かかっちゃうわけですね。保護樹林に例えば20万円出すとして、20億円ぐらいかかりますから、占めて2億円ぐらいかかるのか、20万円ぐらい出すと。そうすると10億円ぐらいかかっちゃうんですけれども、この10億円というのを1年に1回ですけれども、出したとして、保護樹林、保護樹木を守ろうとすると数億円はかかる事業になると。</p> <p>ただ、区民の中に保護樹木を守ってもらいたいという、民家にある屋敷林とかだけじゃなくて、多分そろそろ高まっているんじゃないかなと思って。やっぱり区民との大きなコンセンサスを得ていく必要があるんじゃないかなという気はしています。意見です。</p>
<p>会 長 O 委 員</p>	<p>ありがとうございます。ほかいかがですか。ありませんか。</p> <p>今、保護樹木の区からの支給の金額のほうで打ってましたけれども、たしか1本8,000円とか1万円ぐらいで、20万円という金額は余りにも大き過ぎる金額じゃないかなと思っていますけれども。それからあと、今、委員がおっしゃってましたけれども、確かに保護樹木がありますと、例えば隣にマンションがありますと、マンションのほうに枝を切ってもすぐ伸びますので、それを高いところの木を剪定するというのは、助成金をもらっている金額だけでは到底できない、維持管理できないというのが現実だなと思っています。もしそうであるならば、お金ではなくて作業として何か支給していただけると、所有者としては助かるんじゃないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>今の保存樹木ですか、それにも関連するし、必ずしも保存樹木じゃなくて、宅地内緑地をどう残すか。要するに緑被率がどんどん減っていますから、どんどんといっても量的に恐らくいろんな資料を拝見すると大体100ha弱減っているということですから、パーセンテージでいうと2%から3%。それが戻れば杉並区が練馬区と同じぐらいのレベルになって、23区と同じになると私は読んだんですけれども。だから極めて重要な施策だと思います。</p> <p>そしてここから先は、先ほどみどり公園課長ですか、追いまくられて、返答に窮する場面がたくさんあったんで、ちょっと助け船を出したいと思います。</p> <p>私、実は前身はURという再生機構の職員だったんですね、15年前までは。25年間、開発に携わり、開発行政を大分勉強しました。緑に関して一番私なりに、今のようなこれに関してですけれども、先進事例は当時は横浜市と札幌市と大宮市だったんですね。大宮市は現在のさいたま市。</p>

	<p>これは何をやっていたかという、今のような樹木があったり、あるいは優秀な宅地内緑地、マンションの緑地でもいいんですけども、そういったものに対して、そこの所有者がこれは残しますよという約束をすると、固定資産税を一回集めてもう一度戻すんですね。そういう措置をとっているんですね。それはかなりのメリットがあって、一つのマンションに100万円ぐらいのお金が戻ってくるんですね。ただしマンションの場合、たしか緑地の面積だけだったと思います。</p> <p>それに関連して思ったことは、この保全方針の中の、前開いたところに税制度改革の要請というのがありますよね。相続税、固定資産税等の税負担の軽減は大きな課題。これはこのとおり。先ほど冒頭、これに対する問題提起がありましたけれども、私もこのとおりだと思う。だけど、相続税は多分国税ですよ。なので、今、財務省は相続税は厳しく、要するに財源を取るために相続税を非常に見直そうとされているので、これは要請されてもなかなか変わるものではないと私は思います。これは一杉並区が頑張ったところでどうにもならない。だけど、固定資産税は東京都の財源ですか。</p>
環 境 部 長	<p>固定資産税自体は市町村民税で間違いございません。東京都特別区の場合は、23区、その調整三税の一つと言われていまして、特別区財政交付金の財源となつて、東京都、都税事務所で徴税しています。</p>
副 会 長	<p>ああ、そうですか。勝手に使えない。横浜市は一回どうしても軽減はできないということだったらいいですよ。固定資産税の減免なりはできないけれども、集めてからリターンするという、ある特別な条件。そういうのができるといいなと思いましたがけれども。この辺はいかがでしょうか。これはオール23区の話で調整できるのでしょうか。</p>
環 境 部 長	<p>固定資産税に関しては、都市計画税も含めて、調整三税で東京都が一括して取って、23区エリアの行政の役割分担の割合に応じて、東京都と23区で分けて配分し合っていると。</p>
副 会 長	<p>その分け与えられたもののある部分を、特定の条件がある今の地権者に多分横浜市はリターンしていますよね。</p>
環 境 部 長	<p>さらに23区で行政の需要に応じて配分しているという複雑な制度をとっている中での財源でございまして、1つの区、もしくは23区だけで考えて方策をとるといってもいけない、東京都との関係もある、法定された配分の決まっているものでございます。</p>
I 委 員	<p>実は先ほどお話ししようかなと思ってはいたんですけども、今年の国会で都市</p>

<p>会長 E 委員</p>	<p>農業基本法というのが審議される予定だったんですね。そこは税制まで踏み込むというふうに聞いておりました。ただ解散総選挙ということで、審議事項から流れてしまったということがありますが、今年の国会では諮られるということで聞いております。</p> <p>そうすると、今まで農業に関する法律というのは画一的で、地方も、東京都とか、都市部も一緒だったんですけども、これは都市農業というのはまた別な多面的機能を含めて特殊な存在であるということで、都市農業については別途審議いただくことになっておりますので、国税のほうも恐らく影響というか、いほうの影響が期待できるのかなと思っています。</p> <p>私も先ほどの固定資産税のお話もあったんですけども、実は別な杉並区さんの会合の中で、樹木に対する補助というのよりは、固定資産税の軽減のほうを望んでいる方が多いだろうというお話をしました。というのは、補助が出るとそれはやっぱり税金の対象なんですね。固定資産税の軽減。恐らく自宅のほうの、自己所有地の屋敷林。これは固定資産地自体は経費で落ちない部分にある木ですから、それが固定資産税が軽減されることが一番効果大きい。ですから何とかそれを働きかけてもらえないかというお話もしたことがあるので、後でバックして、またそれに税金がかかると余り意味がないので、私は軽減というのが一番効果的だと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>この白書に関しては自分自身が自戒も込めた点で1点申し上げたいと思います。</p> <p>今回の白書は非常にわかりやすく、よくまとまっているもので、数字目標とか極めてわかりやすいんですけども、逆にこれ、自分自身も非常に反省している面ではあるんですけども、環境基本計画の各項目と各取り組みを見ながらでないと、確かに自分でも見ながら少しわかりにくいなというのがあって、これはある一つのアクションをすると、玉突きのようにほかに効果が来ってしまうというのがあって、こういう公の場でいろいろ物を考えるって、意義は大きいんですけども、その反面、やっぱりいろいろ難しさを感じるなというのが1点あります。</p> <p>これ前回の当時の議論とかもあったんですけども、2の区民の健康と生活環境を守るまちづくりのところ、やや数字のほうに偏っちゃう、当時の議論の経緯とかもあったかと思うんですけども、基本的な方針としてはこれはいいとは思うんですけども、もう少し全体の大所高所を見ながらという、この辺のバラ</p>
--------------------	--

		<p>ンスの重要性といったものを、これを見させていただいて感じた次第ではありません。</p>
会 長		<p>よろしいですか。報告事項としては今の環境情報館と白書ということで、今日のスケジュールは終わりですが、今の白書のまとめ方について何かございますか。</p>
環 境 課 長		<p>白書につきましては、環境基本計画の状況を報告するための白書でございますので、今日もご意見いただきましたので、これは毎年つくるものですので、また次の作成のときには工夫をしていきたいと思っております。</p>
会 長		<p>それでは、報告事項としては以上ということで終了したいと思っておりますけれども、残された時間は余りありませんが、事務局のほうで何かこの際連絡事項ございますか。</p>
環 境 課 長		<p>特にはございません。</p>
会 長		<p>では、今日用意した議題は終わりで、その他ということで、何か特に発言があれば。</p>
A 委 員		<p>すみません、一つお願いがございまして、参考資料のつづりの中に杉並区みどりの条例も入れておいていただきたいんですけども。今日はかなりみどり関連の話がありましたが、みどり関連施策に法的根拠を与えているものがみどりの条例ですので、その条文がどこを探してもこの中に入っていないものですから、ぜひ入れておいていただければと思います。お願いします。</p>
会 長		<p>お願いします。</p>
Q 委 員		<p>施行規則も入れておいてもらったほうがいいんじゃないですか。先ほどの基準が。</p>
A 委 員		<p>施行規則まで必要かどうかですね。そうするとほかの条例の規則もということに。</p>
H 委 員		<p>すみません、Hです。最後に1つだけ。</p> <p>環境白書で、25年度の区の取り組み状況ということでいただいて、私もEさんと同じように環境基本計画をつくるところに置いていただいた人間として読みながら、じゃ区はやったよな、じゃ区民として一個一個に私は何をやったかなというふうに思いながらこれを読んだときに、非常に反省するところというか、何か親子でやったんですけども、お母さんだめだよねとか言いながら、子供もだめだよねみたいなことを言いながら読んでいたんですけど、区民としての振り返りも必要だし、環境基本計画でしたら事業者の立場としての取り組みもあったはずな</p>

<p>会 長</p>	<p>ので、事業者だったら事業者として同じ項目に対しての自分たちの評価を、本来だったら3者で、まとめるのは無理としても、それぞれに自主的にやらなければいけないことだろうなど、とても反省しました。まとめてくださってありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。ほかのことでもこの際、その他ということでごいませんか。</p> <p>前回の審議会で、この春にメンバーが、3分の1ぐらいの方がかわりました。今回は2回目で、大分様子がわかってこられたと思いますので、本年度はあともう2カ月ちょっとしかありません。また来年度4月以降定期的に、例えば報告事項だとかあるかと思いますが、審議会として一体どういう進め方を、何に重点を置くかというあたり、少し皆様のほうからフリーな意見を出していただく機会もあったほうがいいかなと思っています。</p> <p>次回のことはまだ決めてませんが、もう少し審議会のメンバーで今の杉並の出されたテーマ、どういうことを日ごろ考えているのか、あるいは気にしているのか、議論したほうがいいとか、こういう話も少し広く議論した方がいい気がします。</p> <p>それから、今もHさんからお話ありましたけれども、一昨年度にたしか夏ぐらいに廃棄物の基本計画ができて、それからエネルギービジョンがたしか秋だったですか、それから環境基本計画が年末、11月だったと思いますが、来年になるとちょうど2年になりますよね。</p> <p>今、確かに白書では行政として何を行ってきたかについて出ていますが、それぞれ去年と一昨年、作成した計画とビジョンが、その後どう進捗しているのかななどを、作成に当たって議論をした審議会として、来年度はどこかできちんと議論したほうがいいのではないかなという気もしております。できれば事務局と話し合って、これからの進め方についても相談をしてみたいと思います。</p> <p>次回、できれば少し皆さんと報告事項に関しての議論ではなくて、この場でどうのことを議論していったらいいかということについてのそれぞれの思いだとか考えをご議論いただくようなことがあったほうが良いのではと考えています。</p> <p>今日たまたまオリンピックの話で思いついた。そういう大事なことが審議会のメンバーのほうから出てきて、それが大事ではないかということがきっかけで議論をしていくこともあっていいのではないのでしょうか。何か言い過ぎたところがあったら、事務局からもそんなことできないよということがあったら訂正していた</p>
------------	---

環境課長	<p>だいて構いませんので、いかがですか。</p> <p>私どもから申し上げられるのは、まずこの審議会は審議会条例に基づきまして設置をさせていただいております。区長の諮問に対して答申をいただくというような経緯で環境基本計画などの策定にもかかわっていただきました。そのほか環境基本計画、あるいはみどりの基本計画などに関するさまざまな動きについて、毎回報告をさせていただいて、今日のような形で議論をしていただいて、ご意見などをいただいているというのが基本的な審議会の進め方でございます。</p> <p>ただ、その他ということで、せっかくお集まりをいただいておりますので、皆様のお考えなどを時間があればご議論をいただいて、そういう中から私どももどのようなご意見があるのかということをお聞きをするというような時間があってもよろしいかなとも思います。会長と私ども次回に向けてご相談をさせていただければと思います。</p>
会長	<p>今回はどうなんでしょう。</p>
環境課長	<p>通常ですと、会長とまたご相談というような形になるんですが、一つは、今年度で申し上げますと2回目でございますので、もし時間が合えば年度中もう一回、3月に可能であればと考えてございます。ただ、それがなかなか難しいようであれば、年度明け、4月早々はなかなか難しゅうございますので、5月、6月というような日程になるかなと考えてございます。</p>
会長	<p>もしも皆さんがご都合つくようだったら、3月末というのはあり得ますか。末というのは余り好ましくないですか。</p>
環境課長	<p>末というか、中旬以降ぐらいといいまじょうか。</p>
会長	<p>20日前後で。</p>
環境課長	<p>そうでございます。</p>
会長	<p>何かございますか。</p>
G委員	<p>すみません、素朴な質問なんですけれども、区長が諮問する審議会ということですが、区長は出席はなさらないんでしょうか。環境に何か興味がないというふうに聞いているんですけれども、出席することはあるんでしょうか。</p>
環境課長	<p>これは環境清掃審議会に限らず、条例で定めましたさまざまな審議会が区の中にはございます。</p> <p>まず去年の委嘱の段階で皆様にはご挨拶を副区長からさせていただきました。あのときも区長をとということで日程調整をさせていただきましたが、なかなか日程が合いませんで大変失礼をいたしました。ただ通常、審議をする際に常に区長</p>

		<p>がいるというような審議会はございませんで、区長にいわばかりまして、部長を筆頭に事務局としてさまざまな対応をさせていただいているというのが、区の審議会の形式でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。</p>
会	長	<p>答申とかいうときにはいらっしゃったりすることもあります但毎回の出席はないです。</p>
L	委員	<p>いつもいつも同じことを申し上げるようで恐縮ですが、これからあと審議会、私ども審議会メンバーの意見を聞いていくと、おっしゃるときに私どもは何を求められているのかと、少し漠然としたことだと、どこに会長が落とされようと思っているのかなと思ってしまうんですね。今日も非常に話が多岐にわたりました、報告がたまたま緑化に関する報告だったわけですけれども、そのところにエネルギーの話があり、あるいは施設の利用の問題があり、それは私たちは本当に一区民ですから、頭を切りかえることなくいろいろな意見を言うわけですけれども、こと審議会メンバーの意見を聞きたいと会長がおっしゃるときに、それは環境全般に対して一区民として、私でしたらば、例えばエネルギーはこうありたいですとか、こういうふうなビジョンを持ってこういうふうに進めてほしいですとかいうふうなことを申し上げればよろしいのでしょうか。</p>
会	長	<p>この審議会の場であるからこそこういう議論をしたほうがいいんじゃないかなという意味で申し上げました。私はこういう環境でありたいとか、そういう個人の感覚を述べるという意味で申し上げたわけではありません。意見というのはあくまで審議会という場に関してどんな思いを持って参加されているかということです。</p>
L	委員	<p>ということは、審議会ではこういう話がしたいとか、審議会の……</p>
会	長	<p>取り上げたら、こういうテーマを取り上げて。</p>
L	委員	<p>ああ、取り上げたいとか、こういう進行がいいのではないかとか、そういうようなことも。</p>
会	長	<p>そういうこともありますね。それで全部そのとおりに運営の中でうまく進行できるかどうかというのは、よく事務局と相談しなきゃいけないと思いますけれども、その中には審議会側から提案をして、ぜひやってみましょうかということもあり得ると思いますよ。</p>
L	委員	<p>はい、わかりました。</p>
会	長	<p>どうぞ。</p>
P	委員	<p>皆さんもそろそろだと思って、用語だけ。</p>

	<p>会長がおっしゃっているのは、恐らく今までの議題、報告事項とかというのも全部区の先に何か起きて、その報告事項があって、どちらかという和我々も受け身に立っているのではないかと。もうちょっと積極的に議題を審議委員の中から出していてもいいんじゃないかということだと思うので、それに甘えまして1つだけ。これが載らなかったからといって怒ったりはしませんので。</p> <p>視察というのが、フィールドワークというのができないかなど。この間というか、今日も報告事項にあった和田堀公園の問題ですけれども、これなんか割と前回、審議委員の中から何人か意見が出て今日の報告につながったと思うんですけども、まさにGさんがおっしゃっていたように、全都が認める極めて重要な都市部の緑地帯ということで、それがどうなっていくのかというのについては、この条例上も環境の保全に対して調査・審議をする責務を持った審議会ですので、和田堀公園は審議会として見に行くというのも、フィールドワークしてみるというのも一つ大事かなと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>あり得ると思いますよ。そういう話も以前から事務局とは何度かしたことがございますので。もちろん予算の範囲内になってしまうということで、急に北海道へ行く必要があるとか、そういうふうには多分ならないと思いますけれども、可能性はもちろんあると思います。そのことも含めて検討課題だと思います。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>そうですね。ぜひ住民運動の方とかの団体の方でやってらっしゃる方もいらっしゃるんですけども、我々議員が委員会で行くときは、おいそれと住民団体の方とばばばとしゃべるといのは、責任上、公平性上、いろいろあるんですけども、審議会だったら行政の意見を聞き、区民の、現地の人声を聞きというのが、割とそんなに緊張感なくやったりもできるのかなと思っていて、そこら辺のぜひご検討をいただければと思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。はい。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>同じ善福寺川の上流で、善福寺公園の中でホタル水路という、上池と下池を結ぶ水路があるんですね。今、私がかかわっている井荻小なんですけれども、5・6年生がその水路をもっと今はもうほたる水路とって、昔、地域の方がほたるをそこで飼っていたものですから、フェンスで囲まれて入れないようになって、草ぼうぼうの状態になっているんですけども、そこを開放して、みんながせせらぎとして遊べるようなところに変えてほしいということ、区長に5・6年生の代表と一緒にいったところ、3年計画に載せて、みんなの夢水路という計画で来年度から予算がついて、変更というか、いろいろみんなの意見を聞きなが</p>

		ら変えていってくれるというふうになっているんです。 もしできればそんな状況とかを皆さんにも広く知っていただいて、善福寺川を変えて東京都の川、それから日本の川を変えていきたいなと思っているんですけども、和田堀もそうですし、上流のほうもそうですし、やはり……
会	長	さっきのモデル地区も入っていますよね。
G	委 員	ええ。
会	長	成田西とか言っていましたね。
G	委 員	はい。昔そうでしたけれども、洪水が起きて、先ほど川があふれちゃうからもっと深くと言っていましたけれども、今までの同じ方法では川に水が入るからあふれるんであって、川に雨水が入らないようにされるとか、いろいろ方法はあるようなので、根本的に行政の考え方を変えなければいけないんじゃないかなと思っているので、その辺もこの場で審議していただければうれしいなと思っております。
会	長	ありがとうございます。いろんな課題があると思いますので、できれば来年度は報告事項を受けてやるだけじゃなくて、少し何というかな、審議会として責任持ってきちんと議論できるような、そういう場もあったほうがいいと思っています。そうでないと、環境基本計画をつくっただけになってしまいますので、そういう気がしますので、ぜひ上手な運営の仕方について事務局とよく相談したいなと思います。何かございましたか。はい、どうぞ。
N	委 員	申しわけありません。私も井荻小の夢水路の基本になるようなところで、総合学習で伺っておりましたので、同じ思いだということをお話したい。ちょっと手を挙げました。よろしくお願いします。 要するに地域で浸透ますとか、それから下水のことを考えることによって、流量が変わってくるのでお願いいたします。
会	長	さっき私、テニスコートがまさかコンクリートの全面張りじゃないでしょうねということを上上げた。天然芝ということはどういうことになるのは、私はよくわかりませんが、 時間が大分たってしまいましたので、大変進行運営失礼しました。今日は以上とさせていただきます。では、事務局に一回お返ししましょう。ありがとうございました。
環 境 課 長		長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。 毎回申し上げてございますが、本日の審議会の状況は議事録を作成してござい

<p>会 長</p>	<p>ます。ホームページでも内容を確認していただきましてから公開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それから、今日お配りいたしました杉並区緑地保全方針の冊子につきましては、ブルーのレターファイルのファイルにとじ込みたいと思いますので、今日そのまま会場のほうに置いてお帰りいただければと思います。</p> <p>それから、先ほども触れましたが、次回の審議会につきましては会長とも日程調整をいたしまして、改めて皆様にご連絡申し上げますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>わかりました。これで終わります。ありがとうございました。</p>
------------	--